＜受験願書の提出先＞

〒143―8799　日本郵便大森郵便局留　日本通運株式会社　計量士国家試験係　電話：0120―040―608（平日９：00―18：00）

8　受験手数料　8,500円の収入印紙を願書に貼付。

9　提出書類

・計量士国家試験受験願書

・計量法施行規則第63条第２項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験についての合格証書の写し（合格証書の写し貼付欄に貼付のこと。）

・障がい等のために、受験に際して何らかの措置を希望する者は、特別措置に関する申請書

―――――――――――

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された別表に掲げる地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定により公告する。

平成三十年六月七日

国土交通大臣　石井　啓一

行政区画、測量及び調査者の名称	地図及び簿冊名
神戸市	地図及び簿冊（神戸国際港都建設計画西新地区）土地区画整理事業２Ⅳ－１－６－３
神戸市	地図及び簿冊（神戸国際港都建設計画西新地区）土地区画整理事業２Ⅱ－１－４－１－２－０
神戸市	地図及び簿冊（神戸国際港都建設計画西新地区）土地区画整理事業２Ⅱ－１－４－１－１－０

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号**株式会社神戸屋**の工場財団に埼玉県戸田市川岸１丁目3267番地２株式会社神戸屋東京工場を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月７日　　大阪法務局北出張所

大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号**株式会社神戸屋**の工場財団に千葉県白里市南横川字南弥幾野3086番地２株式会社神戸屋大網工場を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月７日　　大阪法務局北出張所

大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号**株式会社神戸屋**の工場財団に大阪市東淀川区豊新２丁目16番地７株式会社神戸屋大阪工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月７日　　大阪法務局北出張所

大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号**株式会社神戸屋**の工場財団に大阪府寝屋川市点野２丁目733番地１、847番地１、851番地１株式会社神戸屋寝屋川工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月７日　　大阪法務局北出張所

大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号**株式会社神戸屋**の工場財団に兵庫県加古郡稲美町岡字川向2616番地３、2616番地５株式会社神戸屋土山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月７日　　大阪法務局北出張所

大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号**株式会社神戸屋**の工場財団に神奈川県海老名市杉久保南１丁目246番地１、245番地１株式会社神戸屋海老名工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月７日　　大阪法務局北出張所

大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号**株式会社神戸屋**の工場財団に東京都練馬区貫井４丁目645番地１、646番地１、646番地２株式会社神戸屋練馬工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年６月７日　　大阪法務局北出張所

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成30年５月29日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年６月７日

東京法務局長　秋山　仁美

記

氏名　坂本　祐輔

所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会

登録番号　東京第6208号

事務所の所在地　東京都東久留米市野火止３丁目９番４号

違反行為　未登録補助者の使用

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ヘッジファンドバンキング株式会社

２．本店所在地　東京都品川区西五反田８丁目８番16号　五反田高砂ビル703

３．登録番号　関東財務局長（金商）第2747号

４．行政処分の年月日　平成30年５月30日

５．行政処分の内容

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を平成30年５月30日から平成30年８月29日まで停止すること。

平成30年６月７日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ＡＫアドバイザーズ

２．本店所在地　東京都新宿区西新宿７―18―５ＶＯＲＴ西新宿Ｂ１―Ｃ

３．登録番号　関東財務局長（金商）第2901号

４．登録年月日　平成28年２月23日

５．登録の取消年月日　平成30年５月30日

平成30年６月７日

関東財務局長　浅野　僚也

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第７０６３０号

東京都杉並区下井草４丁目15番８号

申立人　古畑弥榮子

本籍群馬県太田市新田花香塚町756番地、最後の住所東京都杉並区下井草４丁目15番８号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日平成30年１月16日、出生の場所東京市渋谷区、出生年月日昭和12年４月21日、職業無職

被相続人　亡　齋藤　依男

東京都千代田区麹町１―３―11　麹町第２センタービル301　松本克己法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　克己

東京家庭裁判所